

# ご 案 内

送信日:令和 6年 7月 31日

送付枚数: 2枚(本状含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 大西 宏明

三重県津市羽所町700 アスト津 7階

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

TEL:

E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>



至急！ ご確認ください 折り返しご連絡ください

## 令和6年度後期 危険物取扱者試験案内について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

令和6年度後期 危険物取扱者試験が11月及び令和7年2月に実施されます。

三重県石油組合でも願書を配布していますので、必要な方は組合まで連絡をお願いします。

試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込みください。申し込まれた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。

## 令和6年度後期 危険物取扱者試験案内

受任機関 一般財団法人 消防試験研究センター 三重県支部  
 郵便番号 514-0002  
 住 所 三重県津市島崎町314(三重県島崎会館1階)  
 電 話 059-226-8930  
 F A X 059-225-6736

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、三重県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

試 験 日	試験種類・受験地・受付期間は2頁で 確認ください。
令和 6年11月 2日(土)	
令和 6年11月 3日(日)	
令和 6年11月 9日(土)	
令和 7年 2月22日(土)	

### 1 試験の種類 甲種・乙種全類と丙種

#### 危険物取扱者免状の種類と取扱いできる危険物の種類

危険物取扱者免状には甲種、乙種及び丙種の3種類があります。甲種・乙種は取扱作業及びその立ち会い、丙種は乙種第4類危険物のうち指定された危険物に限り取扱作業をすることができます。

危険物の種類		免状の種類及び取扱いができる危険物(○印)							
種 別	性 質	甲 種	乙 種						丙 種
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
第1類	酸化性固体	○	○						○ 危規則第49条に定めるもの
第2類	可燃性固体	○		○					
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	○			○				
第4類	引火性液体	○				○			
第5類	自己反応性物質	○					○		
第6類	酸化性液体	○					○		

《注》 危規則第49条に定めるもの …… 危険物の規制に関する規則第49条に定めるガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点130度以上のものに限る。）、第4石油類及び動植物油類

#### 〈参考〉危険物取扱者免状の種類と取扱いできる危険物の種類

試験の種類	取り扱うことができる危険物		
甲 種	すべての種類の危険物		
乙 種	第1類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類等
	第2類	可燃性固体	硫化リン、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウム等
	第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム、アルキルアルミニウム、黄りん等
	第4類	引火性液体	ガソリン、アルコール類、灯油、軽油、重油、動植物油類等
	第5類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
	第6類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等
丙 種	引火性液体	ガソリン、灯油、軽油、重油等	